

介護保険法の規定による指定又は開設許可を 受けようとする介護事業者の方へ

- 1 「生活保護法（以下「法」といいます。）第54条の2第2項の規定（※1）」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」といいます。）第14条第4項の規定（※2）」により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、法及び中国残留邦人等支援法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。
- 2 指定介護機関としての指定が不要な場合（※3）には、法第54条の2第2項ただし書及び法の規定の例によることとされた中国残留邦人等支援法の規定に基づき、別紙の申出書に必要事項を記載のうえ、生活福祉第1課 医療・介護G（宇都宮市社会福祉事務所）に提出することにより、みなし指定を辞退することができます。
- 3 なお、指定介護機関としてのみなし指定を辞退した事業所が、後日、指定介護機関の指定を受ける場合には、個別の指定申請手続きが必要となります。
- 4 個別の指定介護機関の指定申請は、生活福祉第1課 医療・介護G（宇都宮市社会福祉事務所）を窓口として行います。

※1 生活保護法（抜粋）

（介護機関の指定等）

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

※2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第十四条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

※3 法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。